

第34回日本眼科学会専門医認定試験および 第1回日本専門医機構眼科専門医認定試験実施要項

第34回日本眼科学会専門医認定試験および第1回日本専門医機構眼科専門医認定試験を下記の通り行いますので、受験希望者は以下の要項、記入見本、注意事項を参考に、必要書類を揃えて出願してください。

1. 受験資格：(1)平成15年以前医師国家試験合格者：

認定研修施設(一般研修施設)において5年以上専門医制度規則施行細則第7条で定められた眼科臨床研修を行い、また、4年以上日本眼科学会会員であり、かつ受験時に日本眼科医会会員であること。

(2)平成16年医師国家試験合格、かつ平成29年以前眼科臨床研修開始者：

厚生労働省の定める2年の医師臨床研修修了後、一般研修施設において4年以上専門医制度規則施行細則第7条で定める研修内容による眼科臨床研修を行い、また、4年以上日本眼科学会会員であり、かつ受験時に日本眼科医会会員であること。

(3)平成17年～平成27年医師国家試験合格、かつ平成29年以前眼科臨床研修開始者：

厚生労働省の定める2年の医師臨床研修修了後、眼科研修プログラム施行施設(基幹研修施設)において当初2年の間に行う1年以上の眼科臨床研修を含め、4年以上専門医制度規則施行細則第7条で定める研修内容により一般研修施設において眼科臨床研修を行い、また、4年以上日本眼科学会会員であり、かつ受験時に日本眼科医会会員であること。

(4)平成16年以降医師国家試験合格、かつ平成30年以降眼科専門研修開始者(日本専門医機構専攻医登録者)：

厚生労働省の定める2年の医師臨床研修修了後、専門研修基幹施設(日本専門医機構の専攻医登録が必要)において当初2年の間に行う1年以上の眼科専門研修を含め、4年以上眼科専門研修プログラムにより専門研修連携施設や関連施設において眼科専門研修を行い、また、4年以上日本眼科学会会員であり、かつ受験時に日本眼科医会会員であること(なお、受験資格は(3)と同様の扱いとする)。

2. 出願期間：令和4年2月1日(火)から3月4日(金)まで

3月4日消印有効、それ以後のものは受け付けません。

3. 出願書類提出先：日本眼科学会専門医制度委員会事務局

〒101-8346 東京都千代田区神田猿樂町2-4-11-402

4. 出願書類：本冊子の受験願書提出時チェック表を参照し、順番に揃えて提出すること。

(1) 専門医認定試験受験願書

- (2) 研修修了証明書[平成16年以前医師国家試験合格者は(その2)のみを提出、平成17年以降医師国家試験合格者は(その1)(その2)を提出]
- (3) 研修報告書(その1、その2)
- (4) 日本眼科学会会員および日本眼科医会会員在籍証明申請書
- (5) 大学院在籍期間を研修期間に含める証明書(必要な方のみ)
- (6) 医師免許証のコピー
- (7) 臨床研修修了証または医師臨床研修修了登録証のコピー
(平成15年以前医師国家試験合格者を除く)
- (8) 演者として学会報告2報以上のプログラムまたは抄録のコピー各1部
- (9) 単独または筆頭著者としての論文1篇以上の別刷1部
(筆頭著者が複数いる場合は、出願者以外の筆頭著者の署名入りの同意書)
- (10) 病歴抄録(術者1例を含み3~4例以上)
- (11) 専門医認定試験受験票
- (12) 封筒3種(受験票送付用、試験結果通知書送付用、専門医登録申請書送付用)
- (13) 受験願書受領証(はがき)
- (14) 受験料50,000円(同封の払込用紙を使用のこと)
振替払込請求書兼受領証またはご利用明細票のコピー

5. 試験日：令和4年6月10日(金)、11日(土) 2日間
両日程とも午前9時集合予定(詳細は受験票をご参照ください)

6. 試験場：フォーラム8
東京都渋谷区道玄坂2-10-7新大宗ビル
TEL 03-3780-0008

7. 試験方法：第1日目 筆記試験
(多肢選択方式 一般問題100問、臨床実地問題50問)
第2日目 口頭試問
(一人約15分間)

※新型コロナウイルス感染症の感染状況により試験日、試験場、試験方法等を変更する可能性があります。なお、変更となる場合は、Google フォームで登録されたアドレス宛のメールおよびホームページでご案内します。

8. 試験内容：『日本眼科学会専門医認定試験出題基準』に準拠

9. 試験結果通知：平成29年以前眼科研修開始者：令和4年6月下旬(予定)に日本眼科学会から通知
平成30年以降眼科研修開始者(日本専門医機構専攻医登録者)：一次審査結果を令和4年6月下旬(予定)に日本眼科学会から通知
合格者は日本眼科学会雑誌・日本の眼科に掲載

10. 日本専門医機構専攻医登録者について：

一次審査：日本専門医機構の専門医制度整備指針で定められている専門医申請資格審査、申請資格書類審査、専門医認定試験を日本眼科学会が行います。

二次審査：一次審査の結果をもとに日本専門医機構が最終審査を行います。

なお、以下①～③の情報を日本専門医機構に報告いたします。

- ① 専門医登録番号・医籍登録番号・氏名・性別・生年月日・メールアドレス・勤務先と勤務先住所・送付先区分・送付先住所
- ② 受験願書の研修修了証明書(その2)に記載のある眼科専門研修プログラムの各到達目標(専門知識・専門技能・医師としての倫理性および社会性など・学問的姿勢・地域医療などの経験)の到達判定
- ③ 筆記試験等の合否・総合判定の合否

二次審査の結果は日本専門医機構から各受験者に通知します(時期未定)。

※審査手順について、今後変更となる可能性があります。

専門医制度規則施行細則第7条

- (1) 一般初期救急医療に関する技能の習得
- (2) 眼科臨床に必要な基礎的知識の習得
- (3) 眼科診断、ことに検査に関する技能の習得
- (4) 眼科治療に関する技能の習得
関与する眼科手術100例以上(外眼手術、内眼手術、およびレーザー手術が、それぞれ執刀者として20例以上を含む。)
- (5) 症例検討会、眼病理検討会および抄読会等の出席
- (6) 眼科に関する論文を単独または筆頭著者として1篇以上および学会(集談会等を含む。)報告を演者として2報以上発表

※3種類の封筒(受験票送付用、試験結果通知書送付用、専門医登録申請書送付用)は、各々下記の時期に日本眼科学会に登録されている希望送付先へお送りいたします。希望送付先に変更がある場合は、各送付時期の約2週間前までに会員マイページで変更手続きを行ってください。

- ①受験票送付用：5月上旬(予定)
- ②試験結果通知書送付用：6月下旬(予定)
- ③専門医登録申請書送付用：7月下旬～8月下旬(予定)

受験願書提出時チェック表

受験願書提出の際は、下記内容を確認のうえ、上から順に揃えて郵送してください。
不備等があった場合は、ご連絡いたします。

- 認定試験受験願書
- 研修修了証明書(その1)(平成16年以前医師国家試験合格者を除く)
- 研修修了証明書(その2)
- 研修報告書(その1)
- 研修報告書(その2)[眼科手術100例以上(外眼手術、内眼手術およびレーザー手術がそれぞれ執刀者として20例以上を含む)の受験資格を満たしているか必ず確認してください]
- 日本眼科学会会員および日本眼科医会会員在籍証明申請書
- 大学院在籍期間を研修期間に含める証明書(必要な方のみ)
- 医師免許証のコピー
- 臨床研修修了証または医師臨床研修修了登録証のコピー(平成15年以前医師国家試験合格者を除く)
- 演者として学会報告2報以上のプログラムまたは抄録のコピー各1部(学会名・開催日・演題名が明記されていること)
- 単独または筆頭著者としての論文1篇以上の別刷1部
(筆頭著者が複数いる場合は、出願者以外の筆頭著者の署名入りの同意書を提出)
- 病歴抄録(術者1例を含み3~4例以上)
- 専門医認定試験受験票
- 封筒3種(受験票送付用、合格通知書送付用、専門医登録申請書送付用)(住所ラベル貼り付け欄以外に所定の額の切手を過不足なく貼り付け)
- 受験願書受領証(はがき)(住所氏名記入、所定の額の切手を過不足なく貼り付け)
- 受験料払込票(振替払込請求書兼受領証またはご利用明細票)のコピー

※本人署名・捺印チェック

- 専門医認定試験受験願書
- 病歴抄録

問い合わせ先：
日本眼科学会専門医制度委員会
試験担当事務局
e-mail : shiken@po.nichigan.or.jp
TEL : 03-3295-2360